

静岡市芸術文化活動 発表会参加奨励補助金

令和7年度
申請受付中

静岡市では、音楽、演劇、舞踊その他の芸術文化活動を行う者を育成し、もって市民の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化活動(スポーツ活動を除く。)の発表会に出場する個人又は団体に対して、参加奨励補助金を交付しています。



1. 対象者

芸術文化活動の発表会に参加する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者。

(1)個人:市内の学校等に在学する児童・生徒・学生

(2)団体:活動拠点が市内にあり児童・生徒・学生で構成される団体(上限50名)

※社会人は除く。

※発表会への出場者のみ対象。(引率者、機材運搬者等は対象外。)

2. 補助対象となる発表会

(1)全国的な規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの

(2)中部地方(東海地方、北陸地方及び信越地方をいう。)にまたがる規模及び水準をもって開催される発表会であって、芸術文化の振興に資すると市長が認めるもの

※静岡県内で開催される発表会は除く。

※上記「市長が認めるもの」の例

①国、都道府県又は都道府県教育委員会が主催、共催又は後援する発表会

②地区大会等に入賞するなど、優秀な成績をもって参加する全国的な発表会

3. 補助金額

発表会	補助金の額	補助限度額
全国規模の発表会	1人につき 3,000円	1団体あたり 15万円
中部地方規模の発表会	1人につき 2,000円	1団体あたり 10万円

4. 申請方法

(1)申請書(様式第1号)に必要事項(記入例参照)を記入の上、以下の書類を添えて提出してください。

<申請書以外の添付書類>

【必須】

1. 発表会開催要項又はこれに準ずる書類

2. 収支予算書

【必要に応じて】

3. 団体の場合、発表会出場者名簿

(書式は問いませんが、出場者名・人数が明確にわかるもの)

4. 受領関係書類

(1)相手方登録申請書※1回限りの支払、登録申請済の場合は不要

(2)委任状※申請者と受任者が異なる場合、必要となります。

【申請先及び問合せ先】

静岡市役所 新館16階 文化政策課

TEL054-221-1040 Mail:bunka@city.shizuoka.lg.jp

申請方法の詳細・申請様式のダウンロード

詳しくはこちら

